

生涯学習スポーツ振興課

港区スポーツセンタープールの休止について

報告内容

港区プールの衛生管理に関する条例第5条第6号及び同施行規則第12条の規定に基づき、プールにおける公衆衛生及び安全確保に関する措置を講じるため、港区スポーツセンタープール（以下「プール」といいます。）を休止します。

1 休止理由

プールの水を抜き、点検及び清掃を行います。

2 休止期間

- (1) 令和6年4月8日（月）から令和6年4月12日（金）まで
- (2) 令和6年10月7日（月）から令和6年10月11日（金）まで

3 告示日

令和5年12月12日（火）

4 周知方法

広報みなと（2/1号予定）、区ホームページ、区X（旧 Twitter）、施設への掲示等により周知します。